

地方自治法（抄）

昭和 22 年 4 月 17 日

法律第 67 号

目次

第 2 編 普通地方公共団体

第 6 章 議会

第 1 節 組織（第 89 条—第 93 条）

第 2 節 権限（第 96 条—第 100 条の 2）

第 3 節 招集及び会期（第 101 条・第 102 条）

第 4 節 議長及び副議長（第 103 条—第 108 条）

第 5 節 委員会（第 109 条）

第 6 節 会議（第 112 条—第 123 条）

第 7 節 請願

（124 条・125 条）

第 8 節 議員の辞職及び資格の決定（第 126 条—第 128 条）

第 9 節 紀律（第 129 条—第 133 条）

第 10 節 懲罰（第 134 条—第 137 条）

第 11 節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（第 138 条）

第 12 節 雑則

第 7 章 執行機関

第 2 節 普通地方公共団体の長

第 4 款 議会との関係（第 176 条—第 180 条）

第 8 章 給与その他の給付（第 203 条・第 204 条の 2）

第 9 章 財務

第 2 節 予算（第 211 条・第 222 条）

第 5 節 決算（第 233 条）

第 2 編 普通地方公共団体

第 6 章 議会

第 1 節 組織

（議会の設置）

第 89 条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

（令 5 法 19・一部改正）

（市町村議会の議員の定数）

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

- ③ 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- ④ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。
- ⑤ 第7条第1項又は第3項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- ⑥ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- ⑦ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- ⑧ 第5項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（昭22法169・昭25法101・昭27法306・平11法87・平16法57・平23法35・一部改正）

（議員の兼職の禁止）

第92条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

（昭23法179・昭25法101・昭26法203・平11法107・平16法85・一部改正）

（関係私企業の就職の制限）

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第百四十二条、第百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（昭31法147・追加、平11法87・平14法45・令4法101・令4法4（令4法101）・一部改正）

（議員の任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

- ② 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

（昭25法101・昭30法4・昭36法235・一部改正）

第2節 権限

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設け又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。
- 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 7 不動産を信託すること。
- 8 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 15 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(昭22法169・昭23法179・昭27法306・昭31法147・昭37法161・昭38法99・昭61法75・平11法87・平16法84・平18法53・平23法35・一部改正)

(選挙及び予算の増額修正権)

第97条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

- ② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

(昭22法169・昭27法306・昭38法99・一部改正)

(検閲・検査及び監査の請求)

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

(昭25法143・昭27法306・平3法24・平11法87・平16法140・一部改正)

(意見書の提出)

第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

(昭25法143・昭27法306・平11法87・平12法89・一部改正)

(調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等)

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第1項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。

⑤ 議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

- ⑦ 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。
- ⑯ 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
- ⑰ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- ⑱ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- ⑲ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- ⑳ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

（昭22法169・昭36法235・平6法48・平11法87・平12法89・平14法4・平16法140・平20法69・平24法72・一部改正・令5法19・一部改正）

（議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査）

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

（平18法53・追加）

第3節 招集及び会期

（招集）

第101条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- ② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ③ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ④ 前2項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑤ 第2項の規定による請求のあつた日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
- ⑥ 第3項の規定による請求のあつた日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、第3項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては10日以内、町村にあつては6日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑦ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては7日、町村にあつては3日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- ⑧ 前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

(平18法53・平24法72・令4法101・一部改正)

(定例会及び臨時会)

第102条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
 - ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
 - ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
 - ⑤ 前条第5項又は第6項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第2項又は第3項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
 - ⑥ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前3項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
 - ⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。
- (昭27法306・昭31法147・平16法57・平18法53・平24法72・一部改正)

(会期制度)

第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- ② 前項の議会は、第4項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。
- ③ 第1項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。
- ④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から30日以内に議会を招集しなければならない。

ならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第1項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

⑤ 第3項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

⑥ 第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

⑦ 普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては7日以内、町村にあつては3日以内に会議を開かなければならない。

⑧ 第1項の場合における第74条第3項、第121条第1項、第243条の3第2項及び第3項並びに第252条の3第4項の規定の適用については、第74条第3項中「20日以内に議会を招集し、」とあるのは「20日以内に」と、第121条第1項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第243条の3第2項及び第3項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第252条の3第4項中「20日以内に議会を招集し」とあるのは「20日以内に」とする。

（平24法72・追加）

第4節 議長及び副議長

（議長及び副議長）

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

（議長の権限）

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

（昭22法169・一部改正）

（議長の委員会への出席発言権）

第105条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

（抗告訴訟の取扱い）

第105条の2 普通地方公共団体の議会又は議長（第百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

（平16法84・追加・令5法19・一部改正）

（議長の代理及び仮議長）

第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

（昭22法169・一部改正）

（臨時議長）

第107条 第103条第1項及び前条第2項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

(議長及び副議長の辞職)

第108条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第5節 委員会

(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 1 議会の運営に関する事項
 - 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 3 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤ 第115条の2の規定は、委員会について準用する。
- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

(平24法72・全改)

第6節 会議

(議員の議案提出権)

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- ③ 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

(昭31法147・昭38法99・平11法87・一部改正)

(定足数)

第113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第117条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じて出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(昭22法169・一部改正)

(議員の請求による開議)

第 1 1 4 条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第 1 0 6 条第 1 項又は第 2 項の例による。

② 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

(議事の公開原則及び秘密会)

第 1 1 5 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(公聴会及び参考人の出頭)

第 1 1 5 条の 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(平 2 4 法 7 2 ・ 追加)

(修正動議発議の手続)

第 1 1 5 条の 3 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の 1 2 分の 1 以上の者の発議によらなければならない。

(昭 3 1 法 1 4 7 ・ 追加、平 1 1 法 8 7 ・ 一部改正・平 2 4 法 7 2 ・ 旧第 1 1 5 条の 2 繰下)

(表決)

第 1 1 6 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

(除斥)

第 1 1 7 条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(昭 3 1 法 1 4 7 ・ 一部改正)

(選挙の方法・指名推選及び投票の効力の異議)

第 1 1 8 条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 4 6 条第 1 項及び第 4 項、第 4 7 条、第 4 8 条、第 6 8 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 9 5 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

② 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

③ 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

- ④ 一の選挙を以て2人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
- ⑤ 第1項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から21日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決があつた日から21日以内に裁判所に出訴することができる。
- ⑥ 第1項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

(昭25法101・昭25法143・昭27法306・昭30法4・昭31法147・昭35法113・昭37法161・昭57法81・平6法2・平7法135・平11法160・平14法4・一部改正)

(会期不継続の原則)

第119条 会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。

(会議規則)

第120条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

(長その他役員等の出席義務)

第121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

- ② 第102条の2第1項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(昭22法196・昭23法170・昭23法179・昭25法143・昭27法306・昭31法147・昭31法163・平11法87・平16法140・平18法53・平24法72・平26法76・一部改正)

(長の説明書提出)

第122条 普通地方公共団体の長は、議会に、第211条第2項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

(昭31法147・昭38法99・一部改正)

(会議録)

第123条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

- ② 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- ③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

- ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

(昭22法169・昭25法143・昭27法262・昭35法113・昭44法2・平18法53・一部改正・令5法19・一部改正)

第7節 請願

(請願書の提出)

- 第124条** 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

(採択請願の送付及び報告の請求)

- 第125条** 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

(昭22法196・昭23法170・昭23法179・昭25法143・昭27法306・平11法87・平16法140・一部改正)

第8節 議員の辞職及び資格の決定

(議員の辞職)

- 第126条** 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

(議員の失職及び資格決定)

- 第127条** 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第92条の2(第287条の2第7項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第92条の2の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第11条、第11条の2若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- ② 前項の場合においては、議員は、第117条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

- ③ 第118条第5項及び第6項の規定は、第1項の場合について準用する。

(昭25法101・昭36法235・平6法4・平11法122・平24法72・平28法24・平28法94・一部改正)

(失職の時期)

- 第128条** 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第202条第1項若しくは第206条第1項の規定による異議の申出、同法第202条第2項若しくは第206条第2項の規定による審査の申立て、同法第203条第1項、第207条第1項、第210条若しくは第211条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間(同法第210条第1項の規定による訴訟を提起することができる場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規

定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間)は、その職を失わない。

(昭25法101・全改、昭25法143・昭27法308・昭30法4・昭37法161・昭50法63・平6法2・一部改正)

第9節 紀律

(議場の秩序維持)

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

(会議の傍聴)

第130条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

② 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

③ 前2項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

(昭22法196・昭29法193・平18法53・一部改正)

(議長の注意の喚起)

第131条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

(言論の品位)

第132条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

(昭31法147・一部改正)

(侮辱に対する処置)

第133条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第10節 懲罰

(懲罰理由等)

第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

(昭31法147・一部改正)

(懲罰の種類及びその手続)

第135条 懲罰は、左の通りとする。

- 1 公開の議場における戒告
 - 2 公開の議場における陳謝
 - 3 一定期間の出席停止
 - 4 除名
- ② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の 8 分の 1 以上の者の発議によらなければならない。
- ③ 第 1 項第 4 号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意がなければならない。
- (昭 3 1 法 1 4 7 ・ 一部改正)

(除名議員の再当選)

第 1 3 6 条 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。

(欠席議員の懲罰)

第 1 3 7 条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第 1 1 節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

(昭 2 5 法 1 4 3 ・ 全改、昭 2 6 法 2 0 3 ・ 改称)

(事務局並びに事務局長・書記長・書記及びその他の職員)

第 1 3 8 条 都道府県の議会に事務局を置く。

- ② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- ③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- ④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。
- ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- ⑦ 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- ⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

(昭 2 5 法 1 4 3 ・ 全改、昭 2 6 法 2 0 3 ・ 昭 2 7 法 3 0 6 ・ 昭 3 3 法 5 3 ・ 平 1 1 法 1 0 7 ・ 平 1 8 法 5 3 ・ 平 2 6 法 3 4 ・ 一部改正)

第 1 2 節 雑則

(令 5 法 1 9 ・ 追加)

第 1 3 8 条の 2 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省

令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- ② 議会等が行う通知のうちこの章（第二百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。
- ③ 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。
- ④ 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

（令 5 法 1 9 ・ 追加）

第 7 章 執行機関

第 2 節 普通地方公共団体の長

第 4 款 議会との関係

（拒否権及び議会の違法・越権の議決等に対する長の処置）

第 1 7 6 条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から 1 0 日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

- ② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
- ③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- ⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から 2 1 日以内に、審査を申し立てることができる。
- ⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。
- ⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から 6 0 日以内に、裁判所に出訴することができる。
- ⑧ 前項の訴えのうち第 4 項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

(昭23法179・昭25法143・昭31法147・昭35法113・昭37法161・昭38法99・平11法160・平16法84・平24法72・一部改正)

(経費削減に関する議決に対する長の処置)

第177条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

1 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

2 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

② 前項第1号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

③ 第1項第2号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

(平10法114・平24法72・一部改正)

(長の不信任議決と長の処置)

第178条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することができる。

② 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

③ 前2項の規定による不信任の議決については、議員数の3分の2以上の者が出席し、第1項の場合においてはその4分の3以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

(昭25法143・一部改正)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

(平18法53・平24法72・平26法42・一部改正)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第8章 給与その他の給付

(昭27法306・改称)

(議員報酬、費用弁償及び期末手当)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(平20法69・追加)

(給与その他の給付)

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条第1項の者に支給することができない。

(昭31法147・追加、平20法69・平29法29・一部改正)

第9章 財務

第2節 予算

(昭38法99・全改)

(予算の調製及び議決)

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては30日、その他の市及び町村にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

(昭38法99・全改)

(予算を伴う条例、規則等についての制限)

第222条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

- 2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、

必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

(昭38法99・全改)

第5節 決算

(昭38法99・全改)

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(昭38法99・全改、平3法24・平9法67・平11法160・平18法53・平23法35・平29法54・一部改正)